



# 島根県報

平成16年 6 月11日 (金)  
 第 1,580 号  
 (毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業廃止の届出	(高齢者福祉課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の名称変更の届出	( " )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の所在地変更の届出	( " )	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業廃止の届出	( " )	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地変更の届出	( " )	4
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	( " )	4
土地改良区の役員の就任及び退任 ( 2 件 )	(農村整備課)	4
県営土地改良事業の工事の完了 ( 2 件 )	( " )	6
保安林の指定施業要件の変更 ( 2 件 )	(森林整備課)	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	8
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	8
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路維持課)	9

### 選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の1/50及び1/3の数		10
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消		11
不在者投票を行うことができる施設の指定		11

### 雑 報

平成15年度島根県市町村職員共済組合決算	(市町村課)	11
----------------------	--------	----

### 正 誤

平成16年 5 月28日付け島根県報第1,576号中	(会計課)	13
平成16年 3 月30日付け島根県報号外第30号中	(議会事務局)	13

## 告 示

### 島根県告示第621号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止届けがあったので、同法第78条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 ことぶき福祉会	訪問入浴介護	第二ことぶき園訪問入浴介護事業所	出雲市古志町2105 1	平成15年11月30日

掛合町	訪問入浴介護	掛合町好老センター訪問入浴介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	平成16年3月31日
掛合町	通所介護	掛合町好老センター通所介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310番地	平成16年3月31日
掛合町	通所介護	ふれあいセンター	飯石郡掛合町大字人間482番地3	平成16年3月31日
掛合町	短期入所生活介護	えがおの里短期入所生活介護事業所	飯石郡掛合町大字掛合853番地1	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	訪問介護	ヘルパーステーションかも	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	通所介護	加茂デイサービスセンター	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	通所介護	デイサービスセンター愛あいの家	大原郡加茂町大字加茂中928番地	平成16年3月31日
石見町	短期入所生活介護	石見町立特別養護老人ホーム「桃源の家」	邑智郡石見町大字矢上7885番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 桜江福祉会	訪問入浴介護	訪問入浴介護センターさくらえ	邑智郡桜江町大字小田138番地1	平成16年3月31日
くにびき農業協同組合	訪問入浴介護	JAくにびき福祉センター「サン・エールたまゆ」	八束郡玉湯町大字湯町683 8	平成16年3月31日
社会福祉法人 松豊会	訪問入浴介護	津田訪問入浴介護センター	松江市西津田10丁目1950	平成16年3月31日
社会福祉法人 羽須美村社会福祉協議会	訪問入浴介護	社会福祉法人 羽須美村社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	邑智郡羽須美村大字下口羽384	平成16年4月 日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	訪問看護	太陽とみどりの里訪問看護ステーション	能義郡広瀬町下山佐3303	平成16年3月31日

島根県告示第622号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称 変更に係る事業	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
		変更前	変更後		
医療法人社団 水澄み会	痴呆対応型共同生活介護	グループホームみずすみ	グループホームゆうな	那賀郡三隅町大字河内469番地1	平成15年9月1日
社会福祉法人 JA いずも福祉会	訪問介護	社会福祉法人JAいずも福祉会 みどりの郷介護ほっとステーション平田	社会福祉法人JAいずも福祉会 みどりの郷平田	平田市平田町23089	平成16年4月1日

## 島根県告示第623号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第78条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の所在地 変更に係る 事業	事業所の名称	事業所の所在地		変更 年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 頓原町社会福祉協議会	訪問介護	頓原町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	飯石郡頓原町大字頓原村1069 3	飯石郡頓原町大字頓原村2064	平成14年 4月1日
サンキ・ウエルピィ株式会社	訪問看護	サンキ・ウエルピィ介護センター出雲	出雲市塩冶有原町1 40 2	出雲市姫原1丁目5 2	平成15年 6月24日
石見銀山農業協同組合	訪問介護	J A 石見銀山ホームヘルパーステーション	大田市長久町長久口265 14	大田市長久町長久ハ56 1	平成15年 6月27日
特定非営利活動法人 こだま	訪問介護	ホームヘルプサービスこだま	松江市上乃木4丁目8 18	松江市西嫁島1 1 19	平成15年 10月 日
株式会社 サクシード・グループ	福祉用具貸与	株式会社 サクシード・グループ ケアサービスりんご	出雲市大津新崎町6丁目43	出雲市大津新崎町6丁目48	平成15年 11月17日
特定非営利活動法人 はっぴーライフ	訪問介護	特定非営利活動法人 はっぴーライフ	松江市東津田町字石屋1815番地16	松江市雑賀町86番地	平成15年 12月1日
社会福祉法人 草雲会	通所介護	憩いデイサービスセンター	八束郡東出雲町大字下伊東2180 2	八束郡東出雲町大字下伊東2810 2	平成15年 12月10日
サンキ・ウエルピィ株式会社	訪問介護	サンキ・ウエルピィ介護センター松江	松江市西嫁島3丁目3 3	松江市浜乃木6丁目16 1	平成16年 1月15日
特定非営利活動法人 訪問介護ステーション やすらぎ	訪問介護	訪問介護ステーション やすらぎ	邇摩郡仁摩町大字仁万町940番地6	邇摩郡仁摩町大字仁万町1028番地1	平成16年 2月1日
有限会社 幸久の家	通所介護	幸久の家デイサービスセンター	大田市大田町吉永1585 3	大田市久利町久利691番地	平成16年 3月1日
社会福祉法人 JA いずも福祉会	訪問介護	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷平田	平田市平田町2308 2	平田市平田町2308 9	平成16年 4月1日
社団法人 島根県看護協会	訪問看護	訪問看護ステーションやすらぎ	松江市西津田3丁目5番16	松江市浜乃木2丁目1番23号	平成16年 4月1日

## 島根県告示第624号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
掛合町	掛合町国民健康保険直営掛合診療所 介護支援室	飯石郡掛合町大字掛合1312	平成16年3月31日
医療法人 出雲勤労者健康管理協会	出雲看護サービスセンター	出雲市大津町1941	平成16年4月1日
松江保健生活協同組合	東出雲つばさステーション 居宅介護支援	八束郡東出雲町揖屋1137番地1	平成16年4月30日

島根県告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会	社会福祉法人 掛合町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	飯石郡掛合町大字掛合1310	飯石郡掛合町大字掛合853 1	平成16年4月1日
社会福祉法人 石見町社会福祉協議会	石見町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	邑智郡石見町大字矢上347番地	邑智郡石見町大字中野3848番地2	平成16年4月1日
社団法人 島根県看護協会	島根県看護協会 訪問看護ステーションやすらぎ	松江市西津田3丁目5番16	松江市浜乃木2丁目1 23	平成16年4月1日

島根県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
松江保健生活協同組合	松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町456 1	平成16年2月29日
医療法人 古沢整形外科医院	古沢整形外科医院	松江市上乃木7丁目6 1	平成15年12月1日

島根県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

## 揖屋干拓地土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

池田 仁志 松江市東津田町191番地

## 2 就任年月日

平成16年 3 月30日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

矢野 秋雄 松江市東津田町1337番地

## 島根県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 6 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

## 邑智郡口羽村土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

日高 忠正 邑智郡羽須美村大字上口羽288番地

井上 昌義 邑智郡羽須美村大字下口羽536番地 1

栗原 満男 邑智郡羽須美村大字下口羽877番地 1

藤原 光三 邑智郡羽須美村大字下口羽1159番地

三上 徹 邑智郡羽須美村大字上田1437番地

遠堂 武雄 邑智郡羽須美村大字上田952番地 3

平佐 達 邑智郡羽須美村大字上田83番地

監事

福田 誠治 邑智郡羽須美村大字上口羽418番地

三上 茂 邑智郡羽須美村大字下口羽298番地 1

荒砂 保昭 邑智郡羽須美村大字下口羽402番地

井上 直樹 邑智郡羽須美村大字下口羽1793番地

## 2 就任年月日

平成16年 5 月18日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

加藤 未市 邑智郡羽須美村大字上田987番地

今手 惣三 邑智郡羽須美村大字下口羽396番地 2

三上謙次郎 邑智郡羽須美村大字下口羽554番地 2

日高 忠正 邑智郡羽須美村大字上口羽288番地

日高 軍二 邑智郡羽須美村大字下口羽599番地 3

日高 伊三 邑智郡羽須美村大字下口羽555番地 5

藤倉 鶴市 邑智郡羽須美村大字下口羽1412番地 1

監事

- 永井二三一 邑智郡羽須美村大字上田2388番地 2
- 加藤 正三 邑智郡羽須美村大字上田987番地
- 鏑物 保男 邑智郡羽須美村大字上田46番地
- 栗原 満男 邑智郡羽須美村大字下口羽877番地 1

島根県告示第629号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
穂日島地区 用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）	平成15年11月28日

島根県告示第630号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
北三瓶地区（第1工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成16年3月15日
北三瓶地区（第2工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成16年3月10日
北三瓶地区（第3工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成16年3月15日
北三瓶地区（第4工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成16年3月15日
北三瓶地区（第5工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成16年3月17日
北三瓶地区 用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成15年3月20日

島根県告示第631号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
鹿足郡六日市町・日原町・美濃郡匹見町（以上3町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日原町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡日原町・津和野町（以上 2 町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日原町・津和野町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡日原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び関係市役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第632号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 6 月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

那賀郡旭町・弥栄村・邑智郡瑞穂町・大和村・川本町（以上 5 町村国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的



水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第633号

平成16年島根県告示第591号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を平田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知を相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市名	町名	字名	地番	保安林の所有者	住所
平田	奥宇賀	堂庵	1107 1111	蒲生久仁恵	簸川郡大社町大字日御碕442
〃	〃	〃	1107 1111	高橋太十	平田市奥宇賀町990

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

島根県告示第634号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

安来市

2 事業の種類

安来節会館建設事業並びにこれに伴う市道改良工事・普通河川付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

島根県安来市古川町字野畑地内

ロ 使用の部分

島根県安来市古川町字野畑地内



## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

安来節会館建設事業並びにこれに伴う市道改良工事・普通河川付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、安来節会館建設事業（以下「本体事業」という。）は土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い機能が不足する市道の改良工事及び機能が遮断される普通河川の付替工事（以下「関連工事」という。）については、市道改良工事は法第3条第1号に掲げる「道路法による道路」に関する事業に該当し、普通河川付替工事は同条第2号に掲げる「その他公共の利害に係のある河川」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安来市は、地方債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、「新・安来市総合計画」に位置付けられている安来節会館を整備するものであり、市民や観光客に対し安来節に関係する唄、踊りの指導や講習を行うこと等により安来節の普及及び発展に資すると見込まれることから、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

## (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

安来節は、全国的に有名な民謡であり、全国には安来節に関連する唄・三味線・鼓・踊りや銭太鼓などの愛好者が多数存在する。

そして、「民謡安来節を今まで以上に広めるために自らの目や耳で楽しんでもらう拠点が必要である」との市民や愛好者の要望を受け、安来市は「新・安来市総合計画」に安来節会館の建設を重点プロジェクトとして掲げており、本件事業はこの計画を実行しようとするものであることから、早急に事業を実施する必要があると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、本体事業及び関連工事の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

## (5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安来市役所

## 島根県告示第635号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年6月11日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県 道	出雲大社線	出雲市天神町16番1地先から同市白枝町1199番4地先まで	上り線	平成16年6月11日
"	"	出雲市天神町17番1地先から同市白枝町1199番9地先まで	下り線	"

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

#### 島根県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年6月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 12,172
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 168,099
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
  - 八束第一選挙区 6,665
  - 八束第二選挙区 5,574
  - 八束第三選挙区 4,272
  - 能義選挙区 4,012
  - 仁多選挙区 4,510
  - 大原選挙区 8,581
  - 飯石選挙区 5,820
  - 簸川第一選挙区 7,293
  - 簸川第二選挙区 3,928
  - 簸川第三選挙区 4,437
  - 邑智選挙区 7,877
  - 那賀選挙区 4,990
  - 鹿足選挙区 4,890
  - 隠岐選挙区 6,779
  - 松江選挙区 39,172
  - 浜田選挙区 12,243
  - 出雲選挙区 22,968
  - 益田・美濃選挙区 14,422

大田・邇摩選挙区	11,646
安来選挙区	8,259
江津選挙区	6,693
平田選挙区	7,839

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

168,099

島根県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成16年 6 月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
頓原町老人ホーム	飯石郡頓原町大字頓原村2001番地	平成16年 3 月31日
大和村立養護老人ホーム 御領学園	邑智郡大和村大字都賀本郷433番地	平成16年 3 月31日

島根県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成16年 6 月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	所 在 地	指定年月日
養護老人ホーム 琴引の里	飯石郡頓原町大字頓原村2001番地	平成16年 6 月 3 日
養護老人ホーム 御領学園	邑智郡大和村大字都賀本郷433番地	平成16年 6 月 3 日

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第 3 項の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。

平成16年 6 月11日

島根県市町村職員共済組合理事長 島 田 二 郎

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金 支払	
収 入	負担金	2,734,148	9,738,319	108,091	233,045					
	掛金	2,776,194	5,036,747		233,113					
	施設収入・ 商品売上					548,579				
	基礎年金 交付金		1,384,314							
	利息及び 配当金	9,281	692,020	657	726	1	474,922	289,931	6,507	
	その他の収入	253,248	15,512	8	5,094	394		16,094	50,894	529,122
	他経理から 繰入			35,987		50,000				
	前年度支払 準備金	500,070								
	前年度繰越長 期給付積立金		44,675,677							
	計	6,272,941	61,542,589	144,743	471,978	598,974	474,922	306,025	57,401	529,122
支 出	給付	3,129,572	15,059,453							
	役員給与			87,122	25,207	226,635	31,958	15,109	21,216	
	旅費・事務費			8,364	5,722	2,238	7,824	2,980	4,168	
	商品仕入					55,936				
	飲食材料費					119,370				
	委託費			4,840	3,213	30,045			1,320	
	支払利息					184	177,541	251,487	2,921	
	連合会払込金	288,042	6,168	8,499	121			13,031		
	老人保健 拠出金	1,553,621								
	退職者給与 拠出金	619,354								
	介護納付金	306,729								
	基礎年金 拠出金負担金		3,698,115							
	他経理へ繰入	17,994	17,994		50,000					
	その他の支出	3,779		24,220	170,105	138,679	19,713	18,840	18,484	529,122
	次年度支払 準備金	492,658								
次年度繰越長 期給付積立金		42,760,859								
計	6,411,749	61,542,589	133,045	254,368	573,087	237,036	301,447	48,109	529,122	
差引当期利益金又 は当期損失金( )	138,808	0	11,698	217,610	25,887	237,886	4,578	9,292	0	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物産	基礎年金 支払
資 流 動 資 産	1,589,059	4,585,649	105,553	746,960	86,597	1,570,446	16,448	414,580	
産 固 定 資 産		38,175,210	1,261	1,129	780,129	25,601,512	12,291,223	326	
資 産 合 計	1,589,059	42,760,859	106,814	748,089	866,726	27,171,958	12,307,671	414,906	0
負 流 動 負 債	234,546		3,078	20,665	30,022	25,881,244	321	105,382	
債 固 定 負 債	492,658		37,151	45,381	501,687	26,142	12,216,638	172,480	
負 債 合 計	727,204	0	40,229	66,046	531,709	25,907,386	12,216,959	277,862	0
資 資 本 剰 余 金			500		269,277				
積 立 金		42,760,859							
本 利 益 剰 余 金	861,855		66,085	682,043	65,740	1,264,572	90,712	137,044	
資 本 合 計	861,855	42,760,859	66,585	682,043	335,017	1,264,572	90,712	137,044	0
負 債 ・ 資 本 合 計	1,589,059	42,760,859	106,814	748,089	866,726	27,171,958	12,307,671	414,906	0

正 誤

平成16年 5 月28日付け島根県報第1,576号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
4	裏面次の金融機関の島根 県内の各店舗の項中	島根県信用農業協同組合 島根県信用漁業協同組合	島根県信用農業協同組合連合会 島根県信用漁業協同組合連合会
5	裏面次の金融機関の島根 県内の各店舗の項中	島根県信用農業協同組合 島根県信用漁業協同組合	島根県信用農業協同組合連合会 島根県信用漁業協同組合連合会

平成16年 3 月30日付け島根県報号外第30号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 6	島根県告示	島根県議会告示

